

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	III	事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用開発課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	失業者の発生を予防すること（平成17年度においては、雇用調整助成金の利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合割合以下となること及び利用事業所の保険関係消滅割合が非利用事業所の同時期における保険関係消滅割合の1/10以下となることを目指して実施した。）
<p>（実績目標を達成するための手段の概要）</p> <p>景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合、雇用調整助成金（以下「本助成金」という。）を支給し、支払った賃金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。</p> <p>【対象事業主（例）】</p> <p>①一般事業主 …最近6か月の対前年同期比で、生産量10%減、雇用量不増</p> <p>②経営基盤強化事業主、大型倒産等事業主の関連事業主など …最近3か月の対前年同期比で、生産量減少、雇用量不増</p> <p>③例外として、被災地域の事業所に対する特例措置 …災害後3か月と災害前3か月の平均比で、生産量減少、雇用量不増</p> <p>【支給内容】</p> <p>①休業等 休業手当相当額の2分の1（中小企業は3分の2） （教育訓練を行う場合 + 訓練費1,200円/人日）</p> <p>②出向 出向元で負担した賃金の2分の1（中小企業は3分の2）</p> <p>○ 関連する経費(平成17年度予算額)</p> <p>・雇用調整助成金 14,167百万円</p>	

(評価指標の考え方)

a) 雇用調整助成金の利用事業所の事業主都合離職割合 (%)

: 雇用保険データにおける雇用保険の被保険者数と本助成金利用事業所の雇用保険被保険者数のうち、1年後に事業主都合で離職した被保険者の割合。
→景気の良い事業所も含まれている雇用保険データと比較することにより、本助成金によって失業の予防が図られたかを評価する。

b) 雇用調整助成金の利用事業所の保険関係消滅割合 (%)

: 平成13年10月1日時点を基準として、平成16年3月31日までに消滅した雇用保険データにおける事業所数と本助成金利用事業所数の消滅割合。
→景気の良い事業所も含まれている雇用保険適用事業所の全数と比較することにより、本助成金が一時的に事業縮小を余儀なくされた回復見込みのある事業所に対する適正な助成となっているのかを評価する。

(評価指標)		H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
a) 雇用調整助成金の利用事業所の事業主都合離職割合 (%)	雇用保険データ	5.3	4.34	未集計		
	雇用調整助成金利用事業所	5.0	0.72	未集計		
b) 雇用調整助成金の利用事業所の保険関係消滅割合 (%)	雇用保険データ	10.02	—	—	—	—
	雇用調整助成金利用事業所	0.04	—	—	—	—

(備考)

・評価指標は職業安定局集計による。

(参考指標)		H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
雇用調整助成金の対象者数 (延べ)	休業 (千人)	451 (新) 220 (旧) 231	913 (新) 833 (旧) 79	121 (新) 121 (旧) 0	29 (新) 29 (旧) 0	24 (新) 24 (旧) 0
	教育訓練 (千人)	44 (新) 11 (旧) 33	84 (新) 57 (旧) 26	4 (新) 4 (旧) 0	1 (新) 1 (旧) 0	1 (新) 1 (旧) 0
	出向 (人)	3,242	284 (新) 157 (旧) 127	125 (新) 105 (旧) 20	68 (新) 68 (旧) 0	17 (新) 17 (旧) 0
雇用調整助成金の支給決定金額 (百万円)		11,549 35,611	15,976 25,486	2,301 26,186	676 17,918	512 14,167

(備考)

- ・参考指標の対象者数及び支給決定金額の上段は職業安定局集計による実績、下段は予算上の数値である。
- ・参考指標の(新)は改正法による対象者数、(旧)は改正法以前の指定業種の対象者数を示す。
- ・平成13年10月の改正により、指定を受けた業種に限らず、一定の事業活動の縮

小が見られる一般事業主について助成することとした。

- ・ 平成15年4月に支給限度日数を引き下げる等の見直しを行った。
- ・ 平成17年度の数值は速報値である。
- ・ 平成18年度においては、

①利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下であること。

②利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の10%以下を目指す。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

労働力調査（総務省統計局）によれば、平成17年度平均の雇用失業情勢は、完全失業率が4.3%と平成16年度平均と比べ0.3ポイント低下した。平成17年度289万人と、平成16年度から19万人減少した。また、一般職業紹介状況（厚生労働省職業安定局）によると、平成17年度平均の有効求人倍率は0.98倍（平成16年度0.86倍）と上昇している。これらの数值から現下の雇用失業情勢は改善してきているといえる。

しかしながら、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主は未だ少なからず存在している。労働経済動向調査（厚生労働省）によると、平成17年度に雇用調整を実施した事業所の割合は、14-12%となっている。

雇用失業情勢は改善しつつあるものの、依然として完全失業者が300万人を超えている現状では、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し、失業の予防を図ることが必要となっている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

依然として一時的な雇用調整を行う必要がある事業所が存在しており、平成17年度は、前年度と比べ約5千人減ったものの延べ約24千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。本助成金を利用した事業所における事業主都合離職割合は0.72%と非利用事業所の同時期における数值（4.34%）を下回っており、本助成金は失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。

本助成金支給額の実績減は、最近の景気回復等による雇用失業情勢の改善によるものと考えられる。予算額と実績額の乖離があるが、そもそも本助成金が雇用のセーフティネットとしての役割を担っており、年度途中で不足が生じることのないよう一定の予算を計上していることによるものである。平成16年10月23日に発生した新潟中越地震により被災した事業所に対して平成17年度においても引き続き特例措置を講じ柔軟な制度運営を行うことができた。しかしながら、予算要求額と実績額の乖離については、今後、事業執行率やセーフティネットとしての役割を踏まえつつ、適正な予算額となるよう検討する必要がある。

政策手段の効率性の評価

本助成金は、労働者の失業の予防を図ることを目的としている。

平成17年度は、約11万人日の休業に対して本助成金が支給されたが、これは約2千5百万人、1人当たり平均休業日数約4.5日に相当する(17年度支給実績より)。本助成金の利用1年経過後の助成金利用事業所における対象者の雇用維持割合は約75.0%となっており、仮に本助成金がなく対象者が離職していた場合の失業給付金基本手当は推計約276億円となる。本助成金支給額は5.1億円であることから、費用面で効率的な効果があったものと考えられる。

また、本助成金は雇用調整を行う事業の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われている。

総合的な評価

上記のことから、本助成金は、景気の変動や産業構造の変化等により一時的な事業活動の縮小を余儀なくされた企業における失業者の発生を予防するという目標に対して有効かつ効率的に達成しているといえる。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査によれば、利用事業所の77%が本助成金の効果として「従業員の雇用を維持できたため、受注が回復したときに、速やかに対応できた」をあげており、本助成金は失業者の発生の予防のほか、企業活動の速やかな回復に寄与している。

また、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震により被災した事業所に対して平成17年度においても引き続き特例措置を講じたところであり、本助成金は多様な景気の変動に対して柔軟な制度運営を行い、労働者の失業の予防を図っている。

これらの分析から、今後も雇用の維持に対して本助成金の果たす役割は大きいと考えられるため、制度の周知徹底を図りつつ本施策を進めて参りたい。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)において「雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチ解消支援への重点化を進める。」と指摘されている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし

⑤会計検査院による指摘
なし